

明治20年4月1日に施行された「沖縄県ノ郡編制ニ関スル件」により八重山諸島の行政区画として八重山郡が発足し、その後、全域をもって1村とされた八重山村が石垣村、大浜村、竹富村、与那国村の4村に分けられた。そして、現在、この4村が石垣市、竹富町、与那国町となっている。これら3地方自治体は地理的にも社会経済的にも一体的な関係が築き上げられてきたのかもしれない。ところが、これら3市町の各教育委員会で採択する中学公民教科書について騒動が起き、平成26年3月14日、文科省が竹富町に対して教科書を選び直すよう地方自治法に基づき是正要求を行った。

同一の教科用図書採択地域とされているこれら3市町教育委員会は、いわゆる教科書無償措置法第13条4項により「協議して同一の教科書を採択しなければならない」とされている。それを踏まえ、3市町の教科用図書八重山採択地区協議会において、平成23年8月23日、育鵬社版公民教科書を多数決にて選定し、3市町の各教育委員会に答申した。ところが、竹富町は、石垣市と与那

国町がこの答申に従って育鵬社版公民教科書を採択したことに対し、独自に各検定教科書を調査検討し、東京書籍版公民教科書を採択したのである。

その理由としては、育鵬社が保守色の強いフジサンケイグループの関連企業であること、沖縄の米軍基地に関する記事がないことなどが論者からあげられているが、大きな理由としては、育鵬社版の教科書に対し教科書調査員から14カ所の問題点が指摘され、その評価が最も低かつたにもかかわらず協議会を通じて採択されることになったプロセスに問題があったとの指摘がなされている。

教科書無償措置法では、義務教育における教科書は市町村一つひとつの単体で採択するのではなく、より広い地域の協議会で同一の教科書を共同採択し、共通の教科書をして用いることを条件に国が無償給付している。ところが、地方教育行政法では一つひとつの地方自治体に教科書の採択権を認められている(第23条第6号など)。その結果、今般のように竹富町が独自の判断で公民教科

書を選択すること自体は地方教育行政法上問題がないものの、協議会で採択された教科書を竹富町が用いない限り、竹富町の公民教科書に対しては無償給付されなかった。そのため、竹富町では竹富町宛てになされた寄付金を原資として独自に購入して各生徒に手渡し続けている。

私は、地方教育行政法上、各教育委員会に教科書採択権が認められている以上、いかなる教科書を採択すべきであるかについては地方の特性に応じて各市町村で決定していいと考えている。この点、教科書無償措置法が地方教育行政法の特別法であるとの理由から、教科書無償措置法を優先して考えるべきであるとの文科省の見解がある。しかし、各法令の各条文をどう見ても、どのような具体的な根拠があつて教科書無償措置法が特別法となるのか私には理解しがたい。確かに、一つひとつの小さな地方自治体が教科書の調査や検討を独自に行うことは大変な事務作業である。より広い地域で共同して教科書選定につき調査・検討して同一の教科書を採択し、その地域内の教職員が同一の教科書を

土台にしてあるべき教育を語り合うことは望ましいことである。しかし、教育とは教科書が決まればその内容が決まるようなものではない。教科書を含め、いかなる教材を用いて教育を行っていくべきかを模索することが大切であり、あるべき教育の姿を模索する前提として同一の教科書を採択することは必須ではない。指摘されている教科書採択に向けての各地方自治体の手間は、同一の教科書を採択することとは無関係に、いくつかの自治体が緩やかに連携し、意見交換しながら行えばいい。この点、平成26年4月9日、教科書無償措置法が改正され、採択地区の単位を「市郡」から「市町村」に改めて柔軟な採択地区を設定できるようにしたと聞く。市町村とすれば、竹富町は単独で採択できる余地が生まれよう。竹富町は沖縄県下でもトップクラスの学力を有する町であり、教科書が異なることで学力に問題は生じていない。地域の特性を踏まえた教科書がこれからも採択され、白砂の道を行く水牛車のように、逞しい人材を輩出することを願ってやまない。

法律 法相 40

教科書無償給付と教科書採択権

高橋 司 たかはし・つかさ

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。「高橋・日浦法律事務所」代表。